租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			生産方式革新事業活動用資産等の特別償却
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税01） （法人住民税、法人事業税：義（自動連動））（地方税）
		②	上記以外の税目	（所得税：外）（国税01） （登録免許税：外）（国税03） （個人住民税：外（自動連動））（地方税）
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 スマート農業技術活用促進法の生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等、農業者等の生産方式革新事業活動の促進に資する措置を行うスマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者が、一定の基準に適合した生産方式革新事業活動用資産等の取得をして、生産方式革新事業活動等の用に供した場合には、その取得価額に次の償却率を乗じた金額の特別償却ができる。 ①認定生産方式革新実施計画に記載された設備等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物のうち農業の生産性の向上に著しく資するもの　32%（建物及びその附属設備並びに構築物については、16%） ②認定生産方式革新実施計画に記載された設備等を構成する機械及び装置のうち、生産方式革新事業活動の促進に特に資するもの　25%
				《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和 12 年3月 31 日までとする。
				《関係条項》 租税特別措置法第44条の5
5	担当部局			農林水産省大臣官房　政策課技術政策室 農産局　技術普及課
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和8年8月 分析対象期間：令和6年度～令和 11 年度
7	創設年度及び改正経緯			令和6年度：創設
8	適用又は延長期間			令和9年4月～令和 12 年3月 31 日まで（3年間）
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 基幹的農業従事者の減少が見込まれる中でも、生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するためには、スマート農業技術の活用による生産性の高い農業への転換を図る必要がある。スマート

			農業技術の導入には農業機械等への投資が必要であることから、投資を促すため、特別償却により機械等導入当初の税負担を軽減し、これにより、農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に貢献する。
			《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号） （先端的な技術等を活用した生産性の向上） 第 30 条 国は、農業の生産性の向上に資するため、情報通信技術その他の先端的な技術を活用した生産、加工又は流通の方式の導入の促進、省力化又は多収化等に資する新品種の育成及び導入の促進その他必要な施策を講ずるものとする。 ○食料・農業・農村基本計画（令和７年４月閣議決定） 第 4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 Ⅰ 我が国の食料供給 2 食料自給力の確保 (4)生産性向上に向けた取組 ②スマート農業技術等の開発・普及促進 スマート農業技術は、農業者の減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給を確立するために重要であり、スマート農業技術の開発に集中的に取り組んでいく必要がある。また、スマート農業技術の効果を最大化するためには、農業者自らが、スマート農業技術を活用した農業機械がより効率的に稼働できる生産方式に積極的に転換していく必要がある。 このため、「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」（令和６年法律第 63 号）及び同法に基づく「生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針」（令和６年９月策定。以下「スマート農業技術活用促進基本方針」という。）に基づき、スマート農業技術の開発・普及を進めるとともに、人材育成や高度情報通信ネットワークの整備、サイバーセキュリティ対策などの分野についても、関係府省庁間で連携を図りながら、着実にスマート農業技術の活用を推進する。（後略） ○経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和８年７月 21 日閣議決定） 第 2 章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1.「強い経済」の実現 （３）強い地域経済の構築 （農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の強化） （前略） 国内外の需要拡大と供給力の強化を図るため、農林水産業分野への投資を促進する。世界トップレベルの技術を誇る植物工場や陸上養殖等のフードテックへの投資及び国内外市場への展開、スマート技術や新品種の開発・実装、輸出産地の育成等を促進するとともに、政府一体となった海外の商流開拓体制

				の強化等により、米やノングルテン米粉、和牛肉を含めた国産農林水産物・食品の国内外の需要創出・拡大に取り組む。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 Ⅰ-1我が国の食料供給 《政策分野》 ②食料自給力の確保
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	本租税特別措置により、農業者等による生産方式革新事業活動等の促進により、令和 12 年度までにスマート農業技術の活用割合を 50%以上にする目標に基づき、令和 12 年3月末までに、スマート農業技術を活用した面積の割合を 50%にする。
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	基幹的農業従事者の減少が見込まれる中においても、政策目的である農業の持続的な発展及び国民への食料の安定供給を確保するためには、生産性の向上に貢献するスマート農業技術の活用を促進する必要がある。 本租税特別措置により、農業者等によるスマート農業技術を活用した農業機械等への投資を促すことで、スマート農業技術を活用した生産性の高い農業への転換が図られる。さらに、こうした取組の横展開も進めることでスマート農業技術の活用割合は増加していくことが見込まれるため、達成目標の実現は、政策目的の実現に寄与するものである。
10	有効性等	①	適用数	令和6年度（実績）：0件（措置活用予定の認定数2件） 令和7年度（実績）：0件（措置活用予定の認定数1件） 令和8年度（見込）：6件 令和9年度（見込）：20 件 令和 10 年度（見込）：43 件 令和 11 年度（見込）：73 件
				【算定根拠】 令和6、7年度の実績値（措置活用予定の認定数）は農林水産省調べ。令和8年度以降の見込値は、今後適用割合が段階的に向上すると見込んで、直近の措置適用実績を基に推計したもの。（詳細は別添1参照）
		②	適用額	令和6年度（実績）：0百万円 令和7年度（実績）：0百万円 令和8年度（見込）：334 百万円 令和9年度（見込）：1,077 百万円 令和 10 年度（見込）：2,264 百万円 令和 11 年度（見込）：3,823 百万円

【算定根拠】
令和6、7年度の実績値は農林水産省調べ。令和8年度以降の見込値は、直近の措置適用実績を基に、「機械装置及び器具備品」、「建物及び建物附属設備並びに構築物」の適用価額の平均値をそれぞれ試算し、特別償却率、適用件数を掛け合わせたもの。（詳細は別添1参照）

③ 減収額

単位：百万円

	法人税	法人住民税	法人事業税
令和6年度（実績）	0	0	0
令和7年度（実績）	0	0	0
令和8年度（見込）	50	4	32
令和9年度（見込）	161	11	103
令和 10 年度（見込）	340	24	217
令和 11 年度（見込）	574	40	367

【算定根拠】
令和8年度～令和 11 年度の減収額（見込）は、適用額にそれぞれの税率を乗じて算出したもの。（詳細は別添1参照）

④ 効果

《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》
スマート農業技術を活用した面積の割合

	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年
面積割合（目標）	―	27% 注1	30% 注1	33% 注1	39% 注2	44% 注2	50% 注2
面積割合（実績）	約 20 % ※参考値	約 26 % ※参考値	―	―	―	―	―
面積割合 注3（見込）	―	―	31%	36%	41%	46%	51%
達成度	―	96%	―	―	―	―	―
寄与度 注4	―	0%	0%	0.3%	1.1%	2.4%	4.3%

（注1）
前回の評価書では年度の目標を示していたが、2月時点の情報を使用しているため、他の農林水産省公表資料と整合を取り、分かりやすく

				表記する観点で、単位を調査年に統一した。令和6年度目標を令和7年目標、令和7年度目標を令和8年目標、のように整理し直している（農業構造動態調査、農林業センサスは毎年2月時点の情報で回答いただいている）。 （注2） 令和9年以降の目標については、令和6年から7年の間の実績の伸び率を考慮し、1 年間での増加幅を約6ポイントに設定したうえで、最終的な目標である、活用割合 50%達成までの各年の目標を計算し直したもの。 （注3） 令和6年、7年の実績で、約5ポイントスマート農業技術を活用した面積の割合が増加していることから、今後も同様に、毎年5ポイントずつ面積割合が増加すると見込んでいる。 （注4） 2015 年及び 2025 年の農林業センサスにおける全国の経営耕地面積を基に、この間の年平均減少量が今後も継続すると仮定して、各年の全国の経営耕地面積を推計した。次に、スマート農業技術を活用した面積の割合が毎年5ポイントずつ上昇すると仮定し、各年の全国の経営耕地面積に当該割合を乗じて、全国のスマート農業技術活用面積を推計した。その上で、当年の推計活用面積から前年の推計活用面積を差し引き、各年の活用面積の増加分を算出した。 また、各年の税制適用見込件数に、令和8年8月までに認定を受けた計画における 1 件当たりのスマート農業技術活用面積の目標値の平均を乗じ、本特例措置の適用に係るスマート農業技術活用面積を推計した。これを各年の全国のスマート農業技術活用面積の増加分で除することにより、当該増加分に対する本特例措置の寄与度を算出した。 なお、事後的に実績値を用いて同様の計算を行うこととする。 前回の評価時の目標である、「令和8年度までにスマート農業技術の活用割合を 33%にする」という目標について、達成する見込みである（表に記載しているとおり、令和9年の面積割合の見込は 36%）が、33%の目標は途中経過に過ぎず、最終目標である面積割合 50%の達成に向けて、引き続き本措置が必要である。 また、本租税特別措置の活用を前提として計画の認定に至った事例が現時点で8件あり、面積割合の見込の数値について税制特例の延長を前提とした増加率で計算していることからも、引き続き措置が必要である。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 （令和7年までの調査方式） 農林水産省大臣官房統計部「令和6年農業構造動態調査」組替集計及び「2025 年農林業センサス」組替集計により、スマート農業技術を活用した面積の割合を推計。 （令和8年以降の調査方式） 農林水産省大臣官房統計部「農業構造動態調査」及び「2030 年農林業センサス」（予定）により、スマート農業技術を活用した面積の割合を算出予定。

《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》
達成目標である「スマート農業技術を活用する面積の割合」について、本措置の活用を予定している事業者の栽培面積に占めるスマート農業技術を活用する面積の割合は令和7年度には5ポイント増加となっており、これは達成目標で定めた令和7年から令和8年の3ポイント増加を上回っていることから、本措置の効果が現れていると考えられる。
また、本措置の活用を予定している事業者に聞き取りを行ったところ、本措置があることで機械等への投資を決断したという回答であったことから、上記の効果は税制による直接的な効果と言える。
なお、スマート農業技術の導入に当たり必要となる農業機械については価格が上昇傾向（令和2年を 100 とした際に、令和8年7月は 118.7※）にあり、経済情勢としては、むしろ農業機械等への投資のハードルは高くなっている状況にある。
※出典：農業物価統計調査（令和8年7月）

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
認定生産方式革新事業者から毎年度提出される実施状況報告書のうち、本措置の活用を予定している事業者から報告された、スマート農業技術を活用している栽培面積のデータを用いて算出。

《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
本措置は法律施行から1年半程度であり、十分な数の計画認定ができていないことに加えて、機械・施設等の大規模な投資を行う取組等の税制特例の効果が大きい取組については、合意形成に一定の時間を要し、認定に至った取組は現時点でわずかであることから、適用数が僅少であった。
しかしながら、認定済みの計画について、税制特例の活用を予定している事例が8件あり、機械導入がされていないなどの理由から特例の適用には至っていないが、今後 2,025 百万円規模の機械・施設等が導入される予定であり、今後十分な政策効果の発現が期待される。

⑤ 税収減を是認する理由等

本措置の減収見込額に対する経済波及効果を試算したところ、以下のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。

＜経済波及効果の試算＞
経済波及効果については、下表の投資額（＝適用額）を基に、産業連関表を使用して算出した。

単位：百万円

	令和8年度（見込）	令和9年度（見込）	令和10年度（見込）	令和11年度（見込）
減収額	86	276	581	980
投資額	1,623	5,227	10,996	18,568
経済波及効果	2,572	8,285	17,429	29,431

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>※経済波及効果の算出には、「令和2年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列数（98 部門）を使用。
※経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。</td></tr>
<tr><td>11</td><td>相当性</td><td>①</td><td>租税特別措置等によるべき妥当性等</td><td>本措置については、スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画を農林水産大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。
また、「生産方式革新事業活動用資産等の特別償却」に関しては、スマート農業技術活用促進法の基本方針（令和6年9月 30 日農林水産省告示第 1777 号）において、生産方式革新事業活動について先進的であると認められる生産方式革新実施計画の認定の基準を追加要件として定め、これを満たす場合に限り当該特例措置を適用することとしており、妥当である。
農業者等によるスマート農業技術の活用を促進するためには、②の事業とあわせて、投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者及び事業者を幅広く支援できる税制措置を一体的に講じることが有効であり、本措置を存置する必要がある。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>他の支援措置や義務付け等との役割分担</td><td>《他の支援措置》
スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業
（令和7年度補正予算額：15,658 百万円の内数
令和8年度当初予算額：2,530 百万円の内数）

《役割分担》
本特例措置と「スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業」は、いずれもスマート農業技術等の導入を支援するものであるが、支援手法や支援対象が異なる。両施策の主な違いは以下のとおりであり、本特例措置は予算措置を補完する役割を担っている。
<table>
<tr><td>項目</td><td>予算措置</td><td>本税制措置</td></tr>
<tr><td>支援手法</td><td>補助金</td><td>特別償却</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>スマート農業機械等</td><td>スマート農業機械等及び当該機械と一体的に導入する施設等</td></tr>
<tr><td>活用条件</td><td>公募・審査を経て採択が必要。（予算には限りがあるため、全員を支援できるものではない）</td><td>要件を満たせば活用可能。</td></tr>
<tr><td>支援規模</td><td>上限事業費あり
（事業費ベースで 5 億円）</td><td>上限なし</td></tr>
<tr><td>実施期間</td><td>公募時期・事業実施期間に併せた投資が必要。（公募期間に左右されるため、希望する時期に投</td><td>農業者等の判断により、任意のタイミングで投資可能</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

					資できない場合がある。）	
				投資期間	単年度で実施する必要	複数年の投資も可能
		③	地方公共団体が協力する相当性	農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、農業機械等に対する投資を行う意欲と能力のある農業者等や、これに関連するスマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者を支援することは、農業の持続的発展につながるものであり、地域経済の活性化に貢献する。		
12	有識者の見解			なし		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和5年 12 月～令和6年3月		

別添１

積算根拠

減税見込額積算

※各算式は千円単位で計算した上で、算出結果を百万円単位に四捨五入して記載している。このため、記載した百万円単位の数値を用いて計算した場合には、端数処理の影響により、記載している算出結果と一致しないことがある。

【令和６年度実績】

・法人税、法人住民税、法人事業税

（１）適用数：０件

（２）～（４）取得価額、適用額、減収額：０円

【令和７年度実績】

・法人税、法人住民税、法人事業税

（１）適用数：０件

（２）～（４）取得価額、適用額、減収額：０円

【令和８年度見込】

・法人税

（１）適用数：６件

a　生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置：５件

令和８年度の計画認定総数は、令和８年４月から８月までの認定数（105 件）を基に、月平均約 20 件の認定が行われると仮定し、年間 240 件と算定。令和９年度以降の計画認定総数は、直近２年間の認定件数の増加数の平均を踏まえ、毎年度 110 件ずつ増加すると仮定し、令和９年度 350 件、令和 10 年度 460 件、令和 11 年度 570 件と算定。税制活用認定件数の割合については、令和８年４月から８月までの実績（105 件中５件、約 4.8%）を基準とし、制度の周知及び定着により当該割合が段階的に向上するものと見込み、令和８年度 5%、令和９年度 10%、令和 10 年度 15%、令和 11 年度 20%と設定。これに認定件数を乗じて税制適用要望計画数を令和８年度 12 件、令和９年度 35 件、令和 10 年度 69 件、令和 11 年度 114 件と算定。税制活用要望計画数のうち、４分の３が認定を受けた年度に、残る４分の１が翌年度に税制を適用すると仮定し、各年度の税制適用計画数を令和８年度９件、令和９年度 29 件、令和 10 年度 61 件、令和 11 年度 103 件と算定。このうち法人分については、令和８年８月末までの計画認定件数 225 件に占める法人割合（159 件／225 件）を用いて按分し、令和８年度６件、令和９年度 20 件、令和 10 年度 43 件、令和 11 年度 73 件と算定。さらに、令和８年８月末時点の計画認定件数 225 件の内訳である、農業者等のみの申請 204 件と促進事業者を含む計画 21 件の構成比により按分し、法人の農業者の適用数を令和８年度５件、令和９年度 18 件、令和 10 年度 39 件、令和 11 年度 66 件と算定。

b　生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を対象とした措置：１件

算出した法人の税制適用要望計画の認定件数に対し、農業者等のみの申請 204 件と促進事業者を含む計画 21 件の構成比により按分して、法人の促進事業者の適用数を令和８年度１件、令和９年度２件、令和 10 年度４件、令和 11 年度７件と算定。

（２）取得価額：1,622 百万円

a　生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置：1,577 百万円

機械装置及び器具備品

税制適用要望計画１件当たりの機械装置及び器具備品の平均取得価額（76 百万円）に適用数を乗じて取得価額総額を算定し、当該額に認定件数に占める法人割合（159 件／225 件）を乗じた上で、さらに農業者単体の計画割合（204 件／225 件）を乗じることにより算定。

76 百万円（取得価額）×9 件（適用数）×159 件／225 件（法人割合）
×204 件／225 件（農業者単体の計画割合）＝440 百万円

建物及び建物附属設備並びに構築物

税制適用要望計画１件当たりの建物及び建物附属設備並びに構築物の平均取得価額（179 百万円）に適用数を乗じて取得価額総額を算定し、このうち認定件数に占める法人割合（159 件／225 件）により按分し算定。

179 百万円（取得価額）×9 件（適用数）×159 件／225 件（法人割合）＝1,137 百万円

b　生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を対象とした措置：45 百万円

機械装置及び器具備品

税制適用要望計画１件当たりの機械装置及び器具備品の平均取得価額（76 百万円）に適用数を乗じて取得価額総額を算定し、当該額に認定件数に占める法人割合（159 件／225 件）を乗じた上で、さらに促進事業者を含む計画割合（21 件／225 件）を乗じることにより算定。

76 百万円（取得価額）×9 件（適用数）×159 件／225 件（法人割合）
×21 件／225 件（促進事業者を含む計画割合）＝45 百万円

（３）適用額：334 百万円

a　生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置：323 百万円

機械装置及び器具備品

440 百万円（農業者（法人）の取得価額）×32％（特別償却率）＝141 百万円

建物及び建物附属設備並びに構築物

1,137 百万円（農業者（法人）の取得価額）×16％（特別償却率）＝182 百万円

b　生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を対象とした措置：11 百万円

45 百万円（促進事業者（法人）取得価額）×25%（特別償却率）＝11 百万円

（４）減収額：50 百万円

a　生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置：48 百万円

機械装置及び器具備品

141 百万円（適用額）×15%（中小企業法人税率）＝21 百万円

建物及び建物附属設備並びに構築物

182 百万円（適用額）×15%（中小企業法人税率）＝27 百万円

b　生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を対象とした措置：２百万円

11 百万円（適用額）×15%（中小企業法人税率）＝２百万円

・法人住民税

（１）適用件数：６件

（２）取得価額：1,622 百万円

（３）適用額：334 百万円

（４）減収額：４百万円

50 百万円×７％（都道府県１％、市町村６％）＝４百万円

・法人事業税

（１）適用件数：６件

（２）取得価額：1,622 百万円

（３）適用額：334 百万円

（４）減収額：32 百万円

a　生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置：31 百万円

機械装置及び器具備品

法人事業税（地方税）

141 百万円（適用額）×７％（法人事業税率）＝10 百万円

特別法人事業税（国税）

10 百万円×37%（特別法人事業税率）＝４百万円

建物及び建物附属設備並びに構築物

法人事業税（地方税）

182 百万円（適用額）×７％（法人事業税率）＝13 百万円

特別法人事業税（国税）

13 百万円×37%（特別法人事業税率）＝５百万円

b　生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を対象とした措置：１百万円

機械装置及び器具備品

法人事業税（地方税）

11 百万円（適用額）×７％（法人事業税率）＝0.8 百万円

特別法人事業税（国税）

0.8 百万円×37％（特別法人事業税率）＝0.3 百万円

【令和９年度見込】

・法人税

（１）適用数：20 件

a　生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置：18 件

b　生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を対象とした措置：２件

（２）取得価額：5,228 百万円

a　生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置：5,082 百万円

機械装置及び器具備品

税制適用要望計画１件当たりの機械装置及び器具備品の平均取得価額（76 百万円）に適用数を乗じて取得価額総額を算定し、当該額に認定件数に占める法人割合（159 件／225 件）を乗じた上で、さらに農業者単体の計画割合（204 件／225 件）を乗じることにより算定。

76 百万円（取得価額）×29 件（適用数）×159 件／225 件（法人割合）
×204 件／225 件（農業者単体の計画割合）＝1,418 百万円

建物及び建物附属設備並びに構築物

税制適用要望計画１件当たりの建物及び建物附属設備並びに構築物の平均取得価額（179 百万円）に適用数を乗じて取得価額総額を算定し、このうち認定件数に占める法人割合（159 件／225 件）により按分し算定。

179 百万円（取得価額）×29 件（適用数）×159 件／225 件（法人割合）＝3,664 百万円

b　生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を対象とした措置：146 百万円

税制適用要望計画１件当たりの機械装置及び器具備品の平均取得価額（76 百万円）に適用数を乗じて取得価額総額を算定し、当該額に認定件数に占める法人割合（159 件／225 件）を乗じた上で、さらに促進事業者を含む計画割合（21 件／225 件）を乗じることにより算定。

76 百万円（取得価額）×29 件（適用数）×159 件／225 件（法人割合）
×21 件／225 件（促進事業者を含む計画割合）＝146 百万円

（３）適用額：1,077 百万円

a　生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置：1,040 百万円

機械装置及び器具備品

1,418 百万円（農業者（法人）の取得価額）×32%（特別償却率）＝454 百万円

建物及び建物附属設備並びに構築物

3,664 百万円（農業者（法人）の取得価額）×16%（特別償却率）＝586 百万円

b　生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を対象とした措置：36 百万円

146 百万円（促進事業者（法人）の取得価額）×25%（特別償却率）＝36 百万円

（４）減収額：161 百万円

a　生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置：156 百万円

機械装置及び器具備品

454 百万円（適用額）×15%（中小企業法人税率）＝68 百万円

建物及び建物附属設備並びに構築物

586 百万円（適用額）×15%（中小企業法人税率）＝88 百万円

b　生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を対象とした措置：５百万円

36 百万円（適用額）×15%（中小企業法人税率）＝5 百万円

・法人住民税

（１）適用件数：　20 件

（２）取得価額：　5,228 百万円

（３）適用額：　1,077 百万円

（４）減収額：　11 百万円

161 百万円（法人税）×７％（都道府県１％、市町村６％）＝11 百万円

・法人事業税

（１）適用件数：20 件

（２）取得価額：5,228 百万円

（３）適用額：1,077 百万円

（４）減収額：103 百万円

a　生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置：100 百万円

機械装置及び器具備品

法人事業税（地方税）

454 百万円（適用額）×７％（法人事業税率）＝32 百万円

特別法人事業税（国税）

32 百万円×37%（特別法人事業税率）＝12 百万円

建物及び建物附属設備並びに構築物

法人事業税（地方税）

586 百万円（適用額）×７%（法人事業税率）＝41 百万円

特別法人事業税（国税）

41 百万円×37%（特別法人事業税率）＝15 百万円

b　生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を対象とした措置：４百万円

機械装置及び器具備品

法人事業税（地方税）

36 百万円（適用額）×７%（法人事業税率）＝３百万円

特別法人事業税（国税）

３百万円×37%（特別法人事業税率）＝１百万円

【令和 10 年度見込】

・法人税

（１）適用数：43 件

a　生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置：39 件

b　生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を対象とした措置：４件

（２）取得価額：10,997 百万円

a　生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置：10,689 百万円

機械装置及び器具備品

税制適用要望計画１件当たりの機械装置及び器具備品の平均取得価額（76 百万円）に適用数を乗じて取得価額総額を算定し、当該額に認定件数に占める法人割合（159 件／225 件）を乗じた上で、さらに農業者単体の計画割合（204 件／225 件）を乗じることにより算定。

76 百万円（取得価額）×61 件（適用数）×159 件／225 件（法人割合）

×204 件／225 件（農業者単体の計画割合）＝2,983 百万円

建物及び建物附属設備並びに構築物

税制適用要望計画１件当たりの建物及び建物附属設備並びに構築物の平均取得価額（179 百万円）に適用数を乗じて取得価額総額を算定し、このうち認定件数に占める法人割合（159 件／225 件）により按分し算定。

179 百万円（取得価額）×61 件（適用数）×159 件／225 件（法人割合）＝7,706 百万円

b　生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を対象とした措置：307 百万円

税制適用要望計画１件当たりの機械装置及び器具備品の平均取得価額（76 百万円）に適用数を乗じて取得価額総額を算定し、当該額に認定件数に占める法人割合（159 件／225 件）を乗じた上で、さらに促進事業者を含む計画割合（21 件／225 件）を乗じることにより算定。

76 百万円（取得価額）×61 件（適用数）×159 件／225 件（法人割合）
×21 件／225 件（促進事業者を含む計画割合）＝307 百万円

（３）適用額：2,264 百万円

a　生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置：2,188 百万円

機械装置及び器具備品

2,983 百万円（農業者（法人）の取得価額）×32％（特別償却率）＝955 百万円

建物及び建物附属設備並びに構築物

7,706 百万円（農業者（法人）の取得価額）×16％（特別償却率）＝1,233 百万円

b　生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を対象とした措置：77 百万円

307 百万円（促進事業者（法人）の取得価額）×25％（特別償却率）＝77 百万円

（４）減収額：340 百万円

a　生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置：328 百万円

機械装置及び器具備品

955 百万円（適用額）×15％（中小企業法人税率）＝143 百万円

建物及び建物附属設備並びに構築物

1,233 百万円（適用額）×15％（中小企業法人税率）＝185 百万円

b　生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を対象とした措置：12 百万円

77 百万円（適用額）×15％（中小企業法人税率）＝12 百万円

・法人住民税

（１）適用件数：43 件

（２）取得価額：10,997 百万円

（３）適用額：2,264 百万円

（４）減収額：24 百万円

340 百万円（法人税）×７％（都道府県１％、市町村６％）＝24 百万円

・法人事業税

（１）適用件数：43 件

（２）取得価額：10,997 百万円

（３）適用額：2,264 百万円

（４）減収額：217 百万円

a　生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置：210 百万円

機械装置及び器具備品

法人事業税（地方税）

955 百万円（適用額）×７％（法人事業税率）＝67 百万円

特別法人事業税（国税）

67 百万円×37％（特別法人事業税率）＝25 百万円

建物及び建物附属設備並びに構築物

法人事業税（地方税）

1,233 百万円（適用額）×７％（法人事業税率）＝86 百万円

特別法人事業税（国税）

86 百万円×37％（特別法人事業税率）＝32 百万円

b　生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を対象とした措置：７百万円

機械装置及び器具備品

法人事業税（地方税）

77 百万円（適用額）×７％（法人事業税率）＝５百万円

特別法人事業税（国税）

５百万円×37％（特別法人事業税率）＝２百万円

【令和 11 年度見込】

・法人税

（１）適用数：73 件

a　生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置：66 件

b　生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を対象とした措置：７件

（２）取得価額：18,568 百万円

a　生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置：18,049 百万円

機械装置及び器具備品

税制適用要望計画１件当たりの機械装置及び器具備品の平均取得価額（76 百万円）に適用数を乗じて取得価額総額を算定し、当該額に認定件数に占める法人割合（159 件／225 件）を乗じた上で、さらに農業者単体の計画割合（204 件／225 件）を乗じることにより算定。

76 百万円（取得価額）×103 件（適用数）×159 件／225 件（法人割合）

×204 件／225 件（農業者単体の計画割合）＝5,037 百万円

建物及び建物附属設備並びに構築物

税制適用要望計画１件当たりの建物及び建物附属設備並びに構築物の平均取得価額（179百万円）に適用数を乗じて取得価額総額を算定し、このうち認定件数に占める法人割合（159件／225件）により按分し算定。

179百万円（取得価額）×103件（適用数）
×159件／225件（法人割合）＝13,013百万円

b　生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を対象とした措置：519百万円

税制適用要望計画１件当たりの機械装置及び器具備品の平均取得価額（76百万円）に適用数を乗じて取得価額総額を算定し、当該額に認定件数に占める法人割合（159件／225件）を乗じた上で、さらに促進事業者を含む計画割合（21件／225件）を乗じることにより算定。

76百万円（取得価額）×103件（適用数）×159件／225件（法人割合）
×21件／225件（促進事業者を含む計画割合）＝519百万円

（３）適用額：3,823百万円

a　生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置：3,694百万円

機械装置及び器具備品

5,037百万円（農業者（法人）の取得価額）×32％（特別償却率）＝1,612百万円

建物及び建物附属設備並びに構築物

13,013百万円（農業者（法人）の取得価額）×16％（特別償却率）＝2,082百万円

b　生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を対象とした措置：130百万円

519百万円（促進事業者（法人）の取得価額）×25％（特別償却率）＝130百万円

（４）減収額：574百万円

a　生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置：554百万円

機械装置及び器具備品

1,612百万円（適用額）×15％（中小企業法人税率）＝242百万円

建物及び建物附属設備並びに構築物

2,082百万円（適用額）×15％（中小企業法人税率）＝312百万円

b　生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を対象とした措置：19百万円

130百万円（適用額）×15％（中小企業法人税率）＝19百万円

・法人住民税

（１）適用件数：73件

（２）取得価額：18,568百万円

（３）適用額：3,823 百万円

（４）減収額：40 百万円

574 百万円（法人税）×７％（都道府県１％、市町村６％）＝40 百万円

・法人事業税

（１）適用件数：73 件

（２）取得価額：18,568 百万円

（３）適用額：3,823 百万円

（４）減収額：367 百万円

a　生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置：354 百万円

機械装置及び器具備品

法人事業税（地方税）

1,612 百万円（適用額）×７％（法人事業税率）＝113 百万円

特別法人事業税（国税）

113 百万円×37%（特別法人事業税率）＝42 百万円

建物及び建物附属設備並びに構築物

法人事業税（地方税）

2,082 百万円（適用額）×７％（法人事業税率）＝146 百万円

特別法人事業税（国税）

146 百万円×37%（特別法人事業税率）＝54 百万円

b　生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を対象とした措置：12 百万円

機械装置及び器具備品

法人事業税（地方税）

130 百万円（適用額）×７％（法人事業税率）＝９百万円

特別法人事業税（国税）

９百万円×37%（特別法人事業税率）＝３百万円

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位：百万円

	①投入部門 （金額）	②投入部門 （金額）	③投入部門 （金額）
令和6年度 （実績）	農業用機械 （0）	その他の機械 （0）	建築・建設補修 （0）
令和7年度 （実績）	農業用機械 （0）	その他の機械 （0）	建築・建設補修 （0）
令和8年度 （見込）	農業用機械 （478）	その他の機械 （8）	建築・建設補修 （1,137）
令和9年度 （見込）	農業用機械 （1,539）	その他の機械 （25）	建築・建設補修 （3,663）
令和10年度 （見込）	農業用機械 （3,237）	その他の機械 （53）	建築・建設補修 （7,706）
令和11年度 （見込）	農業用機械 （5,465）	その他の機械 （90）	建築・建設補修 （13,013）